**第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画の概要**

１．**計画の概要**

**（1）計画策定の趣旨　（本編Ｐ1）**

本計画は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施を目的として、成果目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み量や見込み量確保のための方策を定めます。

**（2）計画の位置づけ　（本編Ｐ3～4）**

本計画は、「第３次船橋市総合計画」の個別計画です。

また、福祉分野の上位計画である「第４次船橋市地域福祉計画」やその付随計画の「重層的支援体制整備事業 実施計画」や市のほかの関連計画との整合性を図っています。



**（3）計画の期間　（本編Ｐ5）**

令和6年度から8年度までの３か年計画です。「船橋市障害者施策に関する計画」と「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との計画期間や内容の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 総合計画（R４～13年度）【10年】 |
| 第４次地域福祉計画（R４～８年度）【5年】 |
| 第4次障害者施策に関する計画（R４～８年度）【5年】 |
| 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（R3～5年度）【3年】 | 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R６～８年度）【3年】 |

**２．成果目標等について**

○国の基本指針に示されている市町村の目標（本編Ｐ29～31）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値 |
| １ | 福祉施設の入所者の地域生活への移行 |
|  | ① | 施設入所者の地域生活への移行 | 令和４年度末に施設に入所している者が、令和８年度末までに6％以上地域生活に移行 |
|  | ② | 施設入所者数の削減 | 令和４年度末の施設入所者数を令和８年度末までに5％以上削減 |
| ２ | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ※活動指標のみ設定 |
| ３ | 地域生活支援の充実 | ・令和８年度末までに、少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を整備する・コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上の運用状況の検証及び検討を実施する・強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、令和８年度末までに状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める |
| ４ | 福祉施設から一般就労への移行等 |
|  | ① | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上 |
|  | ② | 就労移行支援を利用して一般就労した人数 | 令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.31倍以上 |
|  | ③ | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合 | 5割以上の事業所の割合が全体の5割以上 |
|  | ④ | 就労継続支援A型を利用して一般就労した人数 | 令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.29倍以上 |
|  | ⑤ | 就労継続支援B型を利用して一般就労した人数 | 令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上 |
|  | ⑥ | 就労定着支援事業の利用者数 | 令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.41倍以上 |
|  | ⑦ | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合 | 全体の２割５分以上 |
|  | ⑧ | 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進する | 協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進める |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 目標値 |
| ５ | 障害児支援の提供体制の整備等 |
|  | ① | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 | ・令和８年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する・令和８年度末までに、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する |
|  | ② | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも１か所以上確保する |
|  | ③ | 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 令和８年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する |
| ６ | 相談支援体制の充実・強化等 | ・相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する |
| ７ | 障害福祉サービス等の質の向上 | 令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する |
| 8 | 発達障害者等の支援 | ※活動指標のみ設定 |

**（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行　（本編Ｐ32～34）**

**① 施設入所者の地域生活への移行**

|  |  |
| --- | --- |
| R４年度末施設入所者数 | 目標値（R8年度末） |
| 船橋市 | 国 |
| 地域生活移行者数 | 移行率 | 移行率 |
| 259人 | 17人 | ７% | ６%以上 |

**② 施設入所者数の削減**

|  |  |
| --- | --- |
| R４年度末施設入所者数 | 目標値（R 8年度末） |
| 船橋市 | 国 |
| 施設入所者数 | 削減数 | 削減率 | 削減率 |
| 259人 | 246人 | 13人 | ５% | ５%以上 |

**（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　（本編P35）**

本市では、都道府県が設定する成果目標（精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数等）を達成するための活動指標として、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の見込みを設定します。

**（3）地域生活支援の充実　（本編P36）**

本市では、地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を行っており、拠点運営委員会において運用状況の検証及び検討を実施してきました。引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう運用状況の検証及び検討を行っていきます。

また、強度行動障害のある人への支援体制の充実を図るため、令和８年度末までに状況や支援ニーズを把握することに加え、県が重度の強度行動障害のある人が必要な支援を受けられるよう運用している支援システム（暮らしの場支援会議）の活用を検討するなど、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標とします。

**（4）福祉施設から一般就労への移行等　（本編Ｐ37～38）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目名 | R３年度実績 | R８年度見込み | 国の目標値 |
| ① | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 153人 | 194人（1.27倍） | 1.28倍 |
| ② | 就労移行支援を利用して一般就労した人数 | 116人 | 146人（1.26倍） | 1.31倍 |
| ③ | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合が50％以上の事業所の割合 | 70％ | 50％ | 50％ |
| ④ | 就労継続支援A型を利用して一般就労した人数 | 25人 | 30人（1.20倍） | 1.29倍 |
| ⑤ | 就労継続支援B型を利用して一般就労した人数 | ９人 | ８人（0.89倍） | 1.28倍 |
| ⑥ | 就労定着支援の利用者数 | 138人 | 198人（1.43倍） | 1.41倍 |
| ⑦ | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合 | 10％ | 25％ | 25％ |
| ⑧ | 就労支援部会における地域の就労支援ネットワーク強化等の取組 | 有 | 有 | 有 |

**（5）障害児支援の提供体制の整備等　（本編Ｐ39～40）**

1. **重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会**

**への参加・包容（インクルージョン）の推進**

**・児童発達支援センターの設置**

障害のある子供の健全な発達における中核的な支援機関として、こども発達相談センターと連携を図り、重層的な地域支援体制の整備を図ります。

**・障害のある子供の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築**

保育所等訪問支援の活用や、こども発達相談センターの巡回相談と研修等を通じて、インクルージョンを推進します。

1. **主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

地域における重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。また、県と連携し、東葛南部保健医療圏において重症心身障害児が利用できる入所施設等の整備を推進します。

1. **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

各機関が連携し、必要な支援につなぐための連絡調整や、活用できる社会資源の把握及び情報共有を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

**（6）相談支援体制の充実・強化等　（本編Ｐ41～42）**

本市では、基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を設置しており、既にさまざまな障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施しています。

これまでの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取組に加え、障害のある人や障害のある子供とその家族が身近な地域で相談できるよう、市内の相談窓口の複数化を進め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

**（7）障害福祉サービス等の質の向上　（本編Ｐ43～44）**

本市では、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修等に市職員が参加し、専門性を高めています。また、市内の障害福祉サービス事業所等の適正な運営の確保を図るため、毎年集団指導を実施しています。引き続き、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を実施していきます。

**（8）発達障害者等の支援　（本編Ｐ45～46）**

本市では、こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じていますが、保護者等の不安に早期に対応していくため、関係機関との連携強化を含め、相談体制の充実を図ります。

活動指標として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

及び実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を設定します。

**３．計画の進捗管理　（本編P70）**

毎年度、計画の達成状況の点検・評価をし、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。また、計画作成時には、船橋市自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。

**４．今後の予定**

（１）健康福祉委員会への報告　令和5年１２月８日（金）

（２）パブリック・コメントの実施　令和5年１２月１５日（金）～令和6年１月１５日（月）

（３）第3回船橋市自立支援協議会への意見聴取　令和６年２月８日（木）

（４）計画策定時期　令和6年３月